

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する令和6年度（判）第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金126万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年7月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号及び第17号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年5月30日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号及び第17号に該当

被審人は、電線・ケーブルの製造及び販売等を目的とするタツタ電線株式会社(以下「タツタ電線」という。)の社員であった者であるが、タツタ電線の役員がその職務に関しJX金属株式会社からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関がタツタ電線株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し、令和4年12月20日に知りながら

ア 同日、親族のBに対し、上記事実の公表がされる前にタツタ電線株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、上記事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月22日午前4時2分頃より前の同月21日午前9時頃から同日午後1時33分頃までの間、C証券株式会社(以下「C証券」という。)を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が開設する金融商品市場において、同市場(プライム市場)に上場されていたタツタ電線株式合計4400株を買付価額合計183万8500円で買い付け

イ 法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月22日午前4時2分頃より前の同月21日午前9時頃、C証券を介し、東京証券取引所が開設する金融商品市場において、B名義で、同市場(プライム市場)に上場されていたタツタ電線株式合計2000株を、自己の計算において、買付価額合計84万円で買い付け

たものである。

2 法令の適用

(情報伝達)

法第175条の2第2項第3号、第4項第2号、第167条の2第2項、第167条第1項第6号、第176条第2項

(内部者取引)

法第175条第2項第2号、第167条第1項第6号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 違反事実アに係る課徴金の額

ア 法第175条の2第2項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得

た額。

利得相当額とは、同条第4項第2号の規定により、情報受領者等が株券等の買付けをした場合、当該株券等の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格722円に当該株券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該株券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & \{ (722 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株}) \\ & - (415 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 420 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \} \\ & \times 1/2 \\ & = 669,150 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、660,000円となる。

(2) 違反事実イに係る課徴金の額

ア 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格722円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (722 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & - (420 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & = 604,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、600,000円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 660,000 \text{ 円} + 600,000 \text{ 円} \\ & = 1,260,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$